教研集会不許可は違法

大阪市に賠償命令

地裁判決

大阪市が教職員労働組合の教育研究集会に学校を使わせなかったのは違法として、市教組が市の使用不許可処分の無効確認と約620万円の国家賠償を求めた訴訟の判決が26日、大阪地裁であった。中垣内（なかがいと）健治裁判長は市の処分を違法と判断し、約40万円の賠償を市に命じた。さらに、市が処分の根拠としている市労使関係条例の「組合活動に便宜供与はしない」という条文について、今回の違法な処分を正当化するために適用する限り、「職員らの団結権を保障した憲法28条に違反し、無効だ」とした。市側は控訴する方針。【堀江拓哉】

判決後に記者会見する稲田幸良・大阪市教職員組合執行委員長（中央）ら＝大阪市北区で26日、山崎一輝撮影

中垣内裁判長は「教研集会の意義などを十分考慮せず、条例の存在だけで判断した市の処分は合理性を欠き、裁量権を逸脱乱用したもの」と市の対応を厳しく批判した。無効確認に関しては「過去のことで訴えの利益がない」と却下した。

判決によると、市教職員組合（日教組系、組合員約4500人）は約40年前から毎年秋に学校を借りて教研集会を開いてきた。地域住民を含めて毎年約300人以上が参加。教職員の指導力向上を目標に人権教育、民族教育などのテーマごとに議論などをしている。

市教組は2012年7月と13年7月、市立小学校の使用許可を校長に申請したが、市教委はいずれも許可しなかった。根拠としたのは、橋下徹市長の主導で12年8月に施行された労使関係条例の条文だった。

判決は、教研集会について「労働運動の側面はあるが、教員らによる自主的研修の側面もある。学校施設を使って学校教育上の支障が生じたこともない」と指摘。市の処分を違法とし、市教組側が払った代替施設の使用料分などとして約40万円の賠償を命じた。

一方、労使関係条例について「橋下市長が労組の活動に著しい支障を生じさせ、団結権などを侵害する意図を持って制定したとみざるを得ない」と批判。違法な処分を正当化するために適用すれば違憲となり、今回の処分の根拠としては認められないと結論付けた。

市側は今年の教研集会についても学校の使用を認めなかったが、訴訟の対象にはなっていない。

橋下市長は記者団に「団結権の侵害の意図は全くなく、組合とはしっかり交渉している事実もある」と述べ、控訴する意向を明らかにした。

大阪市の労使関係条例

橋下徹市長が「政治や人事に介入する職員労組は不適切」として2012年7月に議会提案、可決され8月に施行された。組合活動への便宜供与をしないと定めた他、組織運営や人事に関する労使交渉を禁じた。労組事務所の市庁舎入居や組合費の給料天引きを市が認めない根拠にもなっている。

条例で労組たたき 違憲

解説　学校の先生の自主的な研修の場であるのなら、学校での開催を拒むのはおかしいと裁判所は判断した。

教職員組合の教育研究集会を巡っては、過去にも学校を貸すかどうかが裁判で争われたことがある。

学校を貸さなかった広島県の呉市と尾道市の例だ。最高裁は教研集会について教育上の意義を認め、いずれも違法と結論付けた。今回の判決も最高裁判決を踏襲したものといえる。

大阪市の教職員組合による教研集会は約40年間、学校で開かれてきた。組合員以外も参加し、教職員らにとって貴重な学習の場となっていたとされる。

判決も、自主的で自律的な研修を奨励する教育公務員特例法の趣旨に合致していると意義を認め、労使関係条例だけを盾に学校施設を使わせないとした市の判断は誤っているとした。

労使関係条例は元々、橋下徹市長が主導して制定したものだ。しかし、違法な処分を正当化するために適用すれば憲法違反に当たると判決は指摘した。条例だけに依拠した労組たたきに警鐘を鳴らしたといえる。

大阪市では橋下市長と労組の対立が続くが、労働委員会のこれまでの判断はすべて市の対応を違法とした。労組事務所を市庁舎から退出させた問題では、大阪地裁が9月に市側敗訴を言い渡し、今回と同様に条例の「適用違憲」に触れた。

今回も同じ裁判官3人の結論だが、「橋下流」に異を唱える司法判断が続いたことを橋下市長らは重く受け止めるべきだ。【堀江拓哉】

阿蘇噴煙1000メートル

小噴火

熊本県の阿蘇中岳第1火口で小規模な噴火が続いており、26日、噴煙の高さが約1000メートルに達した。福岡管区気象台によると、火口では25日午後から高温の噴出物が炎のように見える「火炎現象」も見られ、26日早朝には火口縁上空への噴石も確認されたという。

噴火の影響で、熊本県阿蘇市や高森町、山都町、大分県豊後大野市、竹田市、宮崎県五ケ瀬町など広範囲で火山灰が確認された。阿蘇市は収穫前のキャベツや白菜などに降灰が

ないか調べて

気象庁は8

阿蘇山の噴火

ルを1（平常

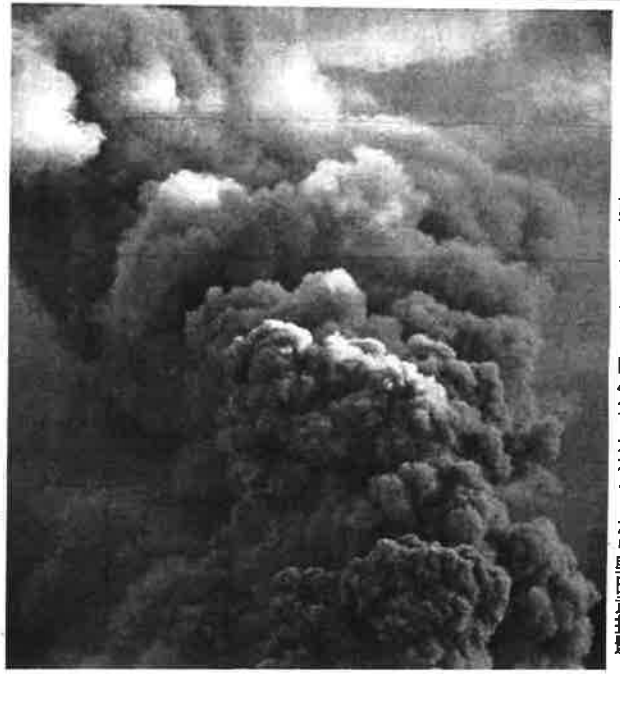

上空高く噴煙を上げる阿蘇中岳＝熊本県阿蘇市で26日午後4時41分、本社ヘリから野田武撮影

宿泊施

長

長野県北部の

大きな被害が

村が、被災し

2次避難所と

八王子病

都内の男

通

東海大学医

八王子病院（

王子市）で火

うなものが投

れた放火事件

分がやった」

高浜「延命」

「慎重に」「廃炉対策を」

関電手続き 首長ら注文と反発

運転開始から40年を迎える老朽原発の高浜1、2号機（福井県高浜町）について、関西電力は26日、「延命」

出た。　（1面参照）

原発がある高浜町の野瀬豊町長は「高経年化プラントの審査は、ハードルが高いと聞い

けた桜本宏・福井県安全環境部長は「特別点検の結果を基に、延長の可否を判断すると理解している。慎重に対

万人。京都府防災・原子力安全課は「（経済的恩恵のない）京都府が考えるのは安全対策のみ。国が新しかろう

規制基準で原発の運転は40年に制限されており、基準を超えての運転延長には賛成しかねる」との考えを示した。

一方、「卒原発」を掲げて今年7月の滋賀県知事選で初当選した三日月大造知事は、この日午前の定例記者会見で「古い原発の活用という方向性ではなく

県高島市の福井正明市長は「原子力災害の発生リスクの高まりにつながるのではないかと懸念される」としている。

高浜1、2号機を含む福井県内の原発計11基の再稼働差し止めを関電に求め、大津地裁に提訴している原告団の事務局長、瓜生昌弘さん(61)＝大津市＝は「老朽化は地震や津波などの自然災害より事故リスクが高いと思う。原発がストップしていても生活できているのだから、自然エネルギーへの転換を進めるべきだ。関電は原発ありきでしか考えていない」と批判した。

【松野和生、藤田文亮、田中将隆、鈴木健太郎】

県警捜査員らの告発状

者ら

小豆島バス不正

元社長ら再逮捕

3700万円詐取容疑

小豆島バス（香川県土庄町）の補助金詐欺事件で、2009年度の補助金約3700万円を不正に受給していたとして、県警捜査2課と小豆署は26日、同社元社長の清水勝之容

の回数券の売

水増しして申

年3月、国と県

助金計約370

をだまし取った

る。

大森容疑者は

の運転資金に充

め」、山口容疑者

社を存続させる

と供述し、容疑

ているという。